

路線を定める自動車運送事業の免許申請書案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する事項

運輸省と警察庁とは、路線を定める自動車運送事業の免許申請書案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関し、次のように申し合わせる。

(公安委員会等の意見聴取)

第一条 陸運局長は、路線を定める自動車運送事業の免許申請書案の調査をするときは、当該事業に係る道路における交通の安全と円滑に関して関係都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）の意見を聴取するものとする。ただし、当該事業が陸続きの場合であつて、交通の安全と円滑に関して支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、当該事業に係る路線が二以上の府県の区域にわたるとき（次項に該当するものを除く）は、同項本文の規定による意見の聴取は、同項本文の規定にかかわらず、当該府県を管轄する各区域警察局長に対して行なうものとする。

3 第一項本文の場合において、当該事業に係る路線が東京部若しくは北海道を含む二以上の都府県の区域にわたり、又は二以上の管区警察局長の管轄区域にわたるときは、同項本文の規定による意見の聴取は、同項本文の規定にかかわらず、運輸省自動車局長（以下「自動車局長」という）から警察庁交通局長（以下「交通局長」という）に対して行なうものとする。

4 前二項の規定は、当該事業に係る路線の長さ（同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計）が、一般乗合旅客自動車運送事業にあつてはキロメートル未満、一般陸路貨物自動車運送事業にあつてはキロメートル未満であるものについては、適用しないものとする。

(公安委員会等の意見書の提出)

第二条 公安委員会、管区警察局長又は交通局長（以下「公安委員会等」という）は、前条の規定により陸運局長又は自動車局長（以下「陸運局長等」という）から意見を求められたときは、陸運局長等に対し、当該事業に係る道路における交通の安全と円滑に関して次の各号に掲げる事項を記載した意見書を提出するものとする。

- 一 当該道路において特に考慮を要する交通事故及び交通事故発生
- 二 当該道路における交通上危険箇所の有無
- 三 当該道路において特に考慮を要する交通規制の状況
- 四 一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、自動車車庫（新設する場合に限る）、検査所及び待避所の適合並びに引返しの場所及び方法の適合
- 五 一般陸路貨物自動車運送事業にあつては、自動車車庫（新設する場合に限る）、営業所、荷役所及び待避所の適合
- 六 前各号に掲げる事項からみた総合的意見
- 七 交通の安全と円滑を図るため公安委員会等において行なうべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに際する予定期間

- 2 公安委員会等は、前項の意見書の作成に際しては、路線を定める自動車運送事業の公共性を考慮するものとする。
- 3 第一項の意見書は、意見を求める旨の文書を受領した日から二十日以内（陸運局長等がこれと異なる期限を指定したときは、当該指定した日まで）に提出するものとする。
- 4 陸運局長等が、前項の期限までに意見書の提出を受けなかつたときは、交通の安全と円滑に関して支障がない旨の公安委員会等の意見書の提出があつたものとみなすものとする。

(公安委員会等への処分の特例)

第三条 陸運局長等は、前条第一項の規定により意見書の提出があつた事業（同条第四項の規定により意見書の提出があつたものとみなされる事業を含む）について処分があつたときは、理由なく、処分の内容及び公安委員会等の意見により行なつた措置を公安委員会等に通知するものとする。

(認可申請書案への適用)

第四条 前三条（第一条第二項から第四項までを除く）の規定は、事業計画の変更の認可の申請書案のうち、次の各号に掲げるものの調査をする場合について適用する。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業の自動車車庫若しくは待避所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの
- 二 一般陸路貨物自動車運送事業の自動車車庫、営業所若しくは待避所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの

(国営自動車運送事業への適用)

第五条 前四条の規定は、路線を定める国営自動車運送事業について適用する。

(規格の保持)

第六条 自動車局長、陸運局長及び陸運事務所長並びに交通局長、管区警察局長及び公安委員会は、前五条に定めるもののほか、路線を定める自動車運送事業について常に相互に適切な連携を保持し、必要に応じて意見の交換、資料の提供、処分の通知等を行ない、これらの事業用自動車を通行する道路における交通の安全と円滑を図るものとする。

附 則

(適用期日)

1 この規程は、昭和四十年六月一日から適用するものとする。

(旧規程の廃止)

2 「路線を定める自動車運送事業の免許申請書案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する規程」（昭和三十年十一月一日運輸事務次官、警察庁次長発布、以下「旧規程」という）は、廃止するものとする。

(経過規定)

3 この規程適用の際既に旧規程第一項の規定により公安委員会等の意見を求めている事業についてはこの規程第一条の規定により意見を求めたものとみなし、又はこの規程適用の際既に旧規程第一項及び第三項の規定により公安委員会等の意見の提出があつた事業（旧規程第三項の規定により意見の提出があつたものとみなされる事業を含む）についてはこの規程第二条の規定により意見書の提出があつたものとみなして、それぞれこの規程の規定を適用するものとする。

昭和四十年四月二十日

運輸事務次官 広瀬 一  
警察庁次長 新井 裕